

8月の無料相談

※祝日は除きます

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日	13:30~16:30	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15		要望、苦情、意見など(担当職員)	
司法書士相談	10日(水)	13:30~15:30		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	18日(木)	13:30~16:30		相続や契約(賃貸・売買・雇用・介護)などに関すること(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	12日(金)	13:30~16:30	広報広聴課(☎029-350-4864) ※予約は茨城県社労士会	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約時間(平日10:00~12:00, 13:00~16:00)	
土地家屋調査士相談	3日(水)	13:30~15:30	広報広聴課(☎029-259-7400) ※予約は茨城土地家屋調査士会	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約時間(平日8:45~17:00)	
行政相談	17日(水)	13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)	国や県の行政に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)	
税務相談	2日・9日・16日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	毎週水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター“さくらんぼ” (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火~土曜日	10:30~17:00	青少年センター(ウララ2 8階 ☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月~金曜日 (第1・3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
結婚相談	4日・18日(木)・20日(土)	15:00~16:30	まちなか交流ステーション“ほっとOne” (☎879-8815)	結婚相談(県マリッジサポーター)	
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
ひきこもり専門相談	16日(火)	10:00~12:00	土浦保健所 (☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(一般精神)	19日(金)	14:00~16:00		精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(老人・一般)	2日(火)	14:30~16:30			
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~15:40	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
		13日(土)	10:00~14:40		
	一般相談	12日・26日(金)	13:00~16:00	日曜休館	家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制

消費生活センターから

長期間使用している
家電の発火にご注意を!

☎消費生活センター(☎823-3928)

動くから大丈夫と長期間使ってきた家電が、思わぬ危険を招くことがあります。

事例1 10年以上前に購入した扇風機を深夜に使用した。

たまたま目が覚めて扇風機を見たら、モーターから火を噴いていた。電源を切ったら、火が消えた。

事例2 約30年前に購入したルームエアコンの差し込み部分から火が出てカーテンが燃えたので、慌てて火を消した。

事例1、2のケースでは、気づかずにいれば火災になっていた可能性もあり、非常に危険です。

●どんなに大切に使用しても、長期間の使用や保有による経年劣化で危険な状態が起きることがあります。不具合が出たら、使用をやめてコンセントから電源プラグを抜き、専門家に診てもらいましょう。

●部品(故障したときに修理ができるようにするために必要な部品)の保有期間が過ぎると修理はできなくなります。修理をすれば、永久に使えるわけではありません。

●同じ製品でも、使用状況や保管方法、環境により劣化が早く進む場合があります。電源コードや家電製品のまわりは、こまめに掃除して自分でもチェックしましょう。

